

# 発掘届出書について

## ご提出いただくもの

- |  |               |
|--|---------------|
| 1 「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書」<br>(三重県文化財保護条例施行規則第 27 号様式) | ..... 2部 (押印) |
| 「別記 2」   | ..... 2部      |
| 2 「土地所有者の承諾書」  | ..... 2部 (押印) |
| 3 (「土地所有者一覧表」) ※2名以上の場合のみ                                  | ..... 2部      |
| 4 添付書類一式 (①位置図②配置図③基礎断面図)                                  | ..... 2部      |
| 5 「委任状」  | ..... 1部 (押印) |

## 必要部数

## 補足事項

- 「土地所有者の承諾書」は、調査を行わない場合も提出して下さい。
- 「土地所有者一覧表」は、土地所有者が複数人にわたる場合のみ、必要となります。
- 「委任状」は、開発者と施工業者の間に設計事務所などが入り、手続きを代行する場合に必要です。  
開発者本人が届出をする場合は、必要ありません。
- 添付書類として、開発を行う位置と、基礎等の掘削深度が分かる図面(断面図・矩計図等)を添付してください。位置図には鈴鹿市の都市計画(申請図用)などをご参照の上、該当箇所を明示したものをお願いします。A4もしくはA3折り込みの範囲に収めて綴じてください。

鈴鹿市 <http://www.city.suzuka.lg.jp/index.html> > シティガイド > 地理情報 > 遺跡情報

そのほか、詳しい記入方法は各記載例をご参照ください。

また、記入上不明な点は文化財課にお尋ねください。

## 提出方法

- 土木工事着手の **60 日前までに**、文化財課へ届け出てください。(『文化財保護法』第 93 条の 1)
- 鈴鹿市文化財課へ持参、もしくは郵送にて提出してください。
- 受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

### 【宛先・お問い合わせ】

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 文化スポーツ部 文化財課


文化財グループ

TEL : 059-382-9031 / FAX : 059-382-9071

E-mail : [bunkazai@city.suzuka.lg.jp](mailto:bunkazai@city.suzuka.lg.jp)

三重県教育委員会教育長 様

住 所 **三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号**  
※届出者（施主様）の現住所

氏 名 **鈴鹿 太郎**   
※届出者（施主様）のお名前  
会社の場合は代表者名も記載

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく、三重県文化財保護条例（昭和32年条例第72号）第48条第1項の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり届け出ます。

別 記 1

- 1 土木工事をしようとする土地の所在及び番地
- 2 土木工事をしようとする土地の面積
- 3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

※添付書類として、①開発を行う位置図、②建物の配置図、③基礎等の掘削深度が分かる図面（断面図・矩計図など）を、添付してください。  
地盤改良を行う場合は、改良に関する図面も添付して下さい。

※記入していただくのは、太枠の中のみです。

記載例

別記 2

93条の1

		市町村文書番号	
教委第	号・	年 月 日	年 月 日

1 所在地	三重県鈴鹿市 <b>寺家町 1170 番, 1170 番 1 の一部</b> ※工事箇所の地番		
2 面積	<b>110</b> m <sup>2</sup> ※基礎等, 掘削を行う面積の合計		
3 土地所有者	氏名等: <b>鈴鹿 花子</b>		
	住所: <b>三重県鈴鹿市国分町 2 2 4 番地</b>		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 寺社跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称		員数	ご不明な場合は文化財課で確認を行なってください
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 住宅 <b>個人住宅</b> 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス等 土砂採取 農業基盤整備 その他農業 その他開発 ( )		
	※太陽光パネルの設置, 青空駐車場は「その他開発」です		
工事の概要	<b>木造2階建て個人住宅の建設(ベタ基礎・柱状改良)</b> ※①基礎形状, ②改良の有無と種類 変更の可能性があれば, その旨も記載してください		
6 工事主体者	氏名: <b>鈴鹿 太郎</b> ※届出者(施主様)		
	住所: <b>〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号</b>		
7 施行責任者	氏名等: <b>こくぶんじホーム株式会社</b> ※工事を施行する業者		
	住所: <b>〒513-0013 三重県鈴鹿市国分町 224 番</b>		
8 着手時期	<b>令和元</b> 年 7月 8日	9 終了時期	<b>令和元</b> 年 9月 16日
10 参考事項	<b>伊勢国建築設計事務所 連絡先電話 059-374-1994, FAX059-374-0986</b> <b>担当 伊勢 美夫 緊急連絡先 携帯 090-XXXX-XXXX</b>		

着手日は, 申請日から **60 日より後**になるようにしてください。なお, 日数が取れない場合や未定の場合は, 文化財課と協議してください

提出者のお名前や**電話番号等**の連絡先を記入してください

会 慎重工事

発 送 引 継

# 記載例

令和元年 5月 7日

※押印日

(宛先) 鈴鹿市長

土地所有者の住所 三重県鈴鹿市国分町224番地

氏名 鈴鹿 花子

印

※本人の直筆

## 土地所有者の承諾書

下記による発掘調査の実施を承諾いたします。  
なお、発掘調査に伴う出土品についての権利は放棄します。

### 記

#### 1 調査地および遺跡名

調査地：鈴鹿市 寺家町1170番, 1170番1の一部, 1171番3

※工事箇所の地番

遺跡名： \_\_\_\_\_

#### 2 調査期日

年 月 日から

年 月 日まで

※文化財課で確認を行なってください

#### 3 その他の事項

(指示事項があったら記載する。)

# 記載例

令和元年 5月 7日

※押印日

## 委任状

【委任者】  
【氏名のフリガナ】ススカ タロウ

【氏名】鈴鹿 太郎

【郵便番号】〒513-8701

【現住所】三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号



※届出者（施主様）

下記の者を代理人と定め、文化財保護法の規定による届出手続き及び協議等を全て委任します。また、代理人の行為によって生じたいかなる問題の責任については代理人が有するものとし、委任者、代理人の双方合意の証として本状を作成します。

記

【代理人】

【社名】こくぶんじホーム株式会社 鈴鹿支店

【体表者フリガナ】ダイヒョウトリシマリヤク ススカヨシゾウ

【代表者名】代表取締役 鈴鹿 好蔵

【担当者のフリガナ】ススカ イソウ

【担当氏名】鈴鹿 井伊蔵

【郵便番号】〒513-0013

【会社の住所】鈴鹿市国分町224番

【電話番号】059-374-1994

【FAX番号】059-374-0986

【緊急連絡先】鈴鹿 井伊蔵



※届出者に代わり、書類内容や調査日程調整などについて、文化財課と協議を行っていただく方

電話・携帯番号； 090-XXXX-XXXX e-mail アドレス； kokubunjihome@city.suzuka.lg.jp

届出対象建築物等及びその敷地に関する事項

【主要用途】個人住宅

【地名地番】三重県鈴鹿市寺家町1170番、1170番1の一部、1171番3

【住居表示】※分かる場合のみ

【都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内(市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)  
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【面積】 (掘削対象面積) (掘削しない部分) (合計)  
【届出面積】 (180.00 m<sup>2</sup>) + (20.00 m<sup>2</sup>) = (200.00 m<sup>2</sup>)

※基礎や擁壁などの合計

※計画地全体の面積